

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

運営規程

特定非営利活動法人田万川地域サポート21
グループホーム ぬくもり

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人田万川地域サポート21が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して嘗むことができるよう支援することを目的とします。

(運営の方針)

第3条

- 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。
- 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置をこうじます。
- 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 提供するサービスの質の管理、評価を科学的手法の導入によって行い、常に介護の質の向上に努めます。
- 利用者とその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は「グループホームぬくもり」とします。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 管理者 1名（常勤、計画作成担当者を兼務）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 計画作成担当者 1名（常勤、管理者を兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員　日勤帯において3名以上（内常勤1名以上）及び夜間・深夜時間帯を通じて1名以上

介護えだ3職員は、介護計画に基づき、サービスの提供を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とします。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、個別に介護計画を作成します。

- 2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得ます。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行います。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けます。

- ① 家賃 1,100円～1,500円／日（各部屋により異なります）
- ② 食材料費 1,570円／日（朝食370円・昼食700円・夕食500円）
- ③ おやつ代 200円／日（2回分）
- ④ 管理費 660円／日
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適當と認められる費用の実費

- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとします。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とします。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

(個人情報の保護)

第 11 条 利用者の個人情報を含む介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。

(秘密保持)

第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守します。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第 13 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

(損害賠償)

第 14 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(衛生管理)

第 15 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な設備、備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に留意します。

2 事業所における感染症の発生予防及び蔓延防止のために次の措置を講じます。

- ① 事業所に感染症対策委員会を設置し、概ね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果について所内研修会等で周知をはかる。
- ② 事業所における感染症予防及び蔓延防止の指針を策定する。
- ③ 事業所において、従業員に対し感染症予防及び蔓延防止に関する研修会を定期的に開催する。
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者的心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じます。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

(身体拘束の禁止)

第18条 身体拘束がもたらす多くの弊害等を抑止するため、組織的に共通認識をもち、身体拘束をしません。

- 2 本人または他の利用者等の生命あるいは身体を保護するため緊急やむを得ず拘束をする場合は、身体拘束対策委員会で検討し、本人、家族の同意を得ることとします。
- 3 身体拘束は極めて限定的な措置とし、経過等を慎重に見守るとともに早期の回復に向けて取り組みます。
- 4 経過を記録します。

(虐待防止に関する措置)

第19条 事業者は、利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発防止のため、次の措置をこうじます。

- ① 虐待防止のための対策委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について所内研修等で周知する。
- ② 虐待防止のための指針を策定するとともに、定期的に研修を実施する。
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(運営推進会議)

第20条 指定認知症対応型共同生活介護が地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会議を開催します。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回以上とします。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、萩市担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括センターの職員、認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者及び地域防災関係団体に所属する者とします。
- 4 会議内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とします。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(協力医療機関等)

第21条 入居者の疾病や緊急事態に備えるため、次のとおり協力医療機関を定めます。

協力医療機関：まついクリニック（益田市高津6丁目14-1）

河井クリニック（萩市大字土原445番地）

2 協力歯科医療機関については、次のとおり定めます。

協力歯科医療機関：田万川歯科診療所（萩市下田万1036）

(科学的情報システムの導入)

第22条 事業所は、提供する介護サービス等の質の向上のため、「科学的情報システム（LIFE）」を導入し、当該システムに対するデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進に取り組みます。

(業務継続計画の策定)

第23条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

- 2 従業者にたいし、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(その他運営についての重要事項)

第24条 事業者は、介護業務に従事する者（令和3年9月山口県長寿社会課通知「認知症介護基礎研修受講業務免除資格等について」に示す者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、介護従業者に資質・技能向上のために研修計画（採用時研修、経験に応じた研修等）を定め、研修の機会を設けます。

付 則 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

